

原紙保存期間	5年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付)  
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第219号  
令和7年11月26日  
警察庁生活安全局保安課長

### 風俗営業等関係許可等事務に係る留意事項について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可等に係る事務については、「生活安全部門における許可等事務に係る基本的留意事項について（通達）」（令和7年11月25日付け警察庁丁生企発第721号ほか。以下「基本通達」という。）等に基づき実施しているところであるが、この度、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）の規定のうち、風俗営業等の許可に係る不許可事由の追加に係る規定が施行されることから、基本通達等によるほか、下記の事項に留意の上、適切に実施されたい。

なお、「風俗営業等関係許可等事務に係る留意事項について（通達）」（令和元年12月3日付け警察庁丁保発第167号）は、改正法の前記規定の施行の日（令和7年11月28日）に廃止する。

#### 記

##### 1 相談への対応

許可対象者等からの相談に対しては、原則として複数の警察職員で対応すること。複数人での対応を確保するため、相談日時の調整等も考慮すること。やむを得ない事情により単独で対応する必要がある場合には、警部又は同相当職以上の職にある幹部（警察署にあっては、生活安全担当課長以上の幹部。以下同じ。）の事前承認を受けた上で、幹部席から容易に見通すことができる場所で対応し、また、特定の業者について単独での対応が続くことがないようにするなど、事後の紛議等を防止するために必要な措置を講ずること。

##### 2 許可等の審査等

(1) 風俗営業等の許可等に係る地域規制や構造設備の判断は、申請書類のみで行うこととせず、実地調査や関係機関への照会を十分に行うこと。特に、地域規制に係る事項については、事後の紛議に備えるため、調査等の結果を必ず記録化し、これを審査票（基本通達3(1)）に添付するなどして、組織的検討を行うこと。

なお、風俗営業等の許可等に係る審査票のモデルは、別添1のとおりであるので、参考とされたい。

(2) ぱちんこ営業所の構造設備の変更（遊技機の変更を含む。）に係る実地調査及び同営業所への立入り（以下「立入り等」という。）については、原則として複数の警察職員で実施する必要があるが、これを確保するため、立入り等の日時の

調整、生活安全部門以外の部門の職員を同行させること等も考慮すること。やむを得ない事情により単独で実施する必要がある場合には、警部又は同相当職以上の職にある幹部の事前承認を受けた上で行うこと。この場合、単独で立入り等を行うことについては、業務遂行の公正性に疑惑等が抱かれ易いこと、営業者側との間でトラブル等が発生した場合には十分な対応を行い得ないこと等も考慮しつつ、慎重に検討を行うこと。仮に単独による立入り等を認める場合であっても、特定の営業所について単独での立入り等が続くことがないようにするなど、職務の公正性等の確保に特段の配慮をすること。

- (3) 風俗営業所等へ立入り等を実施したときは、報告書を作成し、これにより警察署長等の幹部に報告する必要があるが、この報告書（立入検査等結果報告書）のモデルは、別添2のとおりであるので、参考とされたい。

署長	副署長	課長	課長代理	係長	主任

## 風俗営業許可審査票

申請者氏名

営業所の名称

所在地

項目	確認内容	確認
受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
現地調査年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
許可年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
標準処理期間到達日	年 月 日 (目安 55 日)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
営業の種類	号の営業 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
手数料金額	円	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

申請書類	確認要点	確認
許申 その1 (別記様式第1号)	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
可請 書 その2 (A) (1~3号営業)・(B) 4号営業・(C) 5号営業	営業種別の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
営方 その3 (4号営業)	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
業法 その1 (別記様式第2号)	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
業法 その2 (A) (1~3号営業)・(B) 4号営業・(C) 5号営業	営業種別の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
営業所の使用権原を疎明する書類	所有権賃借権等、使用方法を最終的に決定できる権原に関するもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
営業所の平面図	出入口の位置、机、椅子の配置等必要事項が記載されているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
営業所周辺の略図	保全対象施設との関係が明らかなものであるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
営業者 住民票の写し	法人は役員全員分 外国人は国籍等が記載されたもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
誓約書	法人用、役員用、個人用	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
身分証明書	市町村長発行 (法人の場合は、役員全員分)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
定款・登記事項証明書	法人のみ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
密接な関係を有する法人の書類	法人のみ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
株主名簿の写し	法人 (株式会社) のみ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
管理 誓約書 (1・2)	1 誠実に業務を行う 2 人的欠格事由に該当しない	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
者 住民票の写し	外国人は国籍等が記載されたもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
身分証明書	市町村長発行	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
写真2枚	申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
指導書類 建築物の検査済証の写し	建築確認の検査は済んでいるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
消防法令に適合している旨の通知書	消防法令に適合しているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
用途地域を確認できる書類	建築物の制限を受ける用途地域等ではないか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
飲食店営業許可証の写し (接待飲食等営業のみ)	飲食物の提供につき許可を受けているか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
認定機 次に掲げる書類が添付されていること を証する書類	認定通知書の写し (有効期間内のもの)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
ばらんこ 営業のみ 検定を受けた型式に属するものであることを疎明する書類	1 次に掲げる書類が添付されていること (2の場合を除く) ① 検定通知書(甲)の写し (有効期間内のもの) ② 製造業者又は輸入業者が作成した保証書 2 中古遊技機の場合は、次に掲げる書類が添付されていること ① 検定通知書(甲)の写し (有効期間内のもの) ② 遊技機点検確認書 ③ 製造業者若しくは輸入業者又は公安委員会が遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに足りる能力を有すると認める者が作成した保証書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
その他	①遊技機の諸元表 ②遊技機の構造図、回路図及び動作原理図 ③遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類 ④遊技機の写真	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

審査項目		疎明資料	審査結果	確認
欠格事由	1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	<input type="checkbox"/> 身分証明書（日本人） 結果:	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は特定の罪を犯して1年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	<input type="checkbox"/> 身上照会回答書（日本人） <input type="checkbox"/> 前科照会回答書（外国人・法人） 結果:	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	<input type="checkbox"/> 調査結果報告書 <input type="checkbox"/> 前科照会回答書 結果:	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 調査結果報告書 結果:	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 調査結果報告書 結果:	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	6 法第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）	<input type="checkbox"/> 行政処分歴照会回答書 <input type="checkbox"/> 調査結果報告書 結果:	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	7 当該許可を受けようとする者（法人に限る。（1）及び（2）において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が法第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者である者 （1） 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（（2）において「親会社等」という。） （2） 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの （3） 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの  【申請者が法人の場合に適用】	<input type="checkbox"/> 名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面 <input type="checkbox"/> 株主名簿の写し（株式会社であるとき） <input type="checkbox"/> 定款（持分会社であるとき） <input type="checkbox"/> 調査結果報告書 結果:	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

審査項目		疎明資料	審査結果	確認
欠格事由	8 次のいずれかに掲げる期間内に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者(風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの  (1) 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間  (2) 法第37条第2項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として公安委員会が当該立入りを受けた者に当該立入りが行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間	□行政処分歴照会回答書 □調査結果報告書 結果:	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	9 8(1)に掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の8(1)の公示の日前60日以内に役員であった者又は8(2)に掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第1号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の8(2)の立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの	□行政処分歴照会回答書 □調査結果報告書 結果:	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	10 8(1)に掲げる期間内に分割により8(1)の聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の8(1)の公示の日前60日以内に役員であった者又は8(2)に掲げる期間内に分割により8(2)の立入りに係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該分割の日から起算して5年を経過しないもの	□行政処分歴照会回答書 □調査結果報告書 結果:	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

審査項目		疎明資料	審査結果	確認
欠格事由	11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が1から6、8から10及び12、13のいずれにも該当しない場合を除くものとする。	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 法定代理人に関する書類 (結果: )	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	12 法人でその役員のうちに1から6まで又は8から10までのいずれかに該当する者があるもの	<input type="checkbox"/> 1~10(7を除く)の疎明資料 <input type="checkbox"/> 調査結果報告書 (結果は、1~10(7を除く)欄に記載)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	13 3に該当する者が出資、融資、取引その他関係を通じてその事業活動に支配的な影響力有する者	<input type="checkbox"/> 調査結果報告書 (結果: )	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

審査項目		疎明資料	審査結果	確認
制限地域	1 風営法施行条例第〇条に規定する営業制限地域に該当しないか  ※ 制限地域については、都道府県の条例等にあわせて記載する。	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 ( )	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2 ○○からの距離制限に該当しないか	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの○○から m)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3 □□からの距離制限に該当しないか	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの□□から m)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4 △△からの距離制限に該当しないか	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの△△から m)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5 .....	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの…から m)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	6 .....	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの…から m)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
構造設備	1・1号営業  客室の床面積は、和風の客室に係るものにあっては一室の床面積を9.5平方メートル以上とし、その他のものにあっては一室の床面積を16.5平方メートル以上とすること。ただし、客室の数が一室のみである場合は、この限りでない  ・2号営業  客室の床面積は、一室の床面積を5平方メートル以上（客に遊興をさせる様の営業にあっては33平方メートル以上）とすること	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> ( 営業所の床面積 客室の総床面積 各客室の床面積  和室最小 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> ) その他最小 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> ) 最大 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> ) )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2 客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること（4号及び5号営業を除く）	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> 営業所の平面図 (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

審査項目		疎明資料	審査結果	確認
構 造 設 備 設 業	3 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと（3号営業を除く）	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと（5号営業は、少年の健全な育成に障害を及ぼすそれを加える）	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。 ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	6 規則第30条に定めるところにより計った営業所内の照度が1号、2号営業は5ルクス、3号、4号、5号営業は10ルクス以下とならないよう に維持されるため必要な構造又は設備を有すること	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (検査時の実測照度 ルクス)	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	7 規則第32条に定めるところにより計った騒音 又は振動の数値が法第15条の規定に基づく条例 で定める数値に満たないように維持されるため 必要な構造又は設備を有すること	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (検査時の測定値 デシベル)	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3 令第3条第3項第1号ハに掲げる設備を設けないこと	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4 ぱちんこ屋及び令第8条に規定する営業にあ つては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊 技設備を設けないこと	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4 ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業にあ つては、営業所内の客の見やすい場所に賞品を 提供する設備を設けること	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
5 著しく客の射幸心をそそるおそれがあるもの として規則第8条で定める基準に該当しない遊 技機を設置すること  (申請どおり認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機が設置されているか)	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> ロムチェッカー() <input type="checkbox"/> 目視() <input type="checkbox"/> 実射()	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
5 遊技料金として紙幣を挿入することができる 装置を有する遊技設備又は客に現金若しくは有 価証券を提供するための装置を有する遊技設備 を設けないこと	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
実地調査者	日時 午 時 分から 午 時	年 月 日 ( ) 天候 時 分ころまでの間	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	実施者 □警察官 (階級) (氏名) □調査員 (氏名)	(階級) (氏名)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
適否	(疑義に関する意見)		署長 <input type="checkbox"/> 副署長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/>	

署長	副署長	課長	課長代理	係長	主任

## 性風俗関連特殊営業等届出審査票

届出者氏名

営業所の名称

所在地

項目	確認内容	確認
受理年月日	年月日	<input type="checkbox"/>
現地調査年月日	年月日	<input type="checkbox"/>
届出確認書交付年月日	年月日 (深夜酒類提供飲食店営業は除く。)	<input type="checkbox"/>
営業の種類	号の営業 ( )	<input type="checkbox"/>
手数料金額	円 (深夜酒類提供飲食店営業は除く。)	<input type="checkbox"/>

届出書類		確認要点	確認
店舗型性電話 届出書(別記様式第17・34号) 営業の方法(別記様式第20・35号) 営業所の使用権原を疎明する書類 営業所の平面図 営業所周辺の略図 住民票の写し 定款 登記事項証明書 統括管理者の住民票の写し 用途地域を確認できる書類	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	所有権賃借権等、使用方法を最終的に決定できる権原に関するもの	<input type="checkbox"/>	
	出入口の位置、机、椅子の配置等必要事項が記載されているか	<input type="checkbox"/>	
	保全対象施設との関係が明らかなものであるか	<input type="checkbox"/>	
	法人は役員全員分　外国人は国籍等が記載されたもの	<input type="checkbox"/>	
	法人のみ	<input type="checkbox"/>	
	法人のみ　法務局発行	<input type="checkbox"/>	
	外国人は国籍等が記載されたもの	<input type="checkbox"/>	
	営業禁止区域・地域ではないか	<input type="checkbox"/>	
無店舗型性風俗 届出書(別記様式第25号) 営業の方法(別記様式第28号) 事務所の使用権原を疎明する書類 受付所の使用権原を疎明する書類 待機所の使用権原を疎明する書類 事務所の平面図(第1号営業のみ) 受付所の平面図(第1号営業のみ) 受付所周辺の略図(第1号営業のみ) 待機所の平面図(第1号営業のみ) 住民票の写し 定款 登記事項証明書 用途地域を確認できる書類	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	所有権賃借権等、使用方法を最終的に決定できる権原に関するもの	<input type="checkbox"/>	
	受付所を設ける場合 同上	<input type="checkbox"/>	
	待機所を設ける場合 同上	<input type="checkbox"/>	
	出入口の位置、机、椅子の配置等必要事項が記載されているか	<input type="checkbox"/>	
	出入口の位置、机、椅子の配置等必要事項が記載されているか	<input type="checkbox"/>	
	保全対象施設との関係が明らかなものであるか	<input type="checkbox"/>	
	出入口の位置、机、椅子の配置等必要事項が記載されているか	<input type="checkbox"/>	
	法人は役員全員分　外国人は国籍等が記載されたもの	<input type="checkbox"/>	
映像送信型電話 届出書(別記様式第31・37号) 営業の方法(別記様式第32・38号) 事務所の使用権原を疎明する書類 住民票の写し 定款 登記事項証明書	法人のみ	<input type="checkbox"/>	
	法人のみ　法務局発行	<input type="checkbox"/>	
	受付所営業のみ　営業禁止区域・地域ではないか	<input type="checkbox"/>	
	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	所有権賃借権等、使用方法を最終的に決定できる権原に関するもの	<input type="checkbox"/>	
	法人は役員全員分　外国人は国籍等が記載されたもの	<input type="checkbox"/>	
	法人のみ	<input type="checkbox"/>	
	法人のみ　法務局発行	<input type="checkbox"/>	
	受付所営業のみ　営業禁止区域・地域ではないか	<input type="checkbox"/>	
深夜酒類提供 届出書(別記様式第47号) 営業の方法(別記様式第48号) 営業所の平面図 住民票の写し 定款 登記事項証明書 用途地域を確認できる書類	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	出入口の位置、机、椅子の配置等必要事項が記載されているか	<input type="checkbox"/>	
	法人は役員全員分　外国人は国籍等が記載されたもの	<input type="checkbox"/>	
	法人のみ	<input type="checkbox"/>	
	法人のみ　法務局発行	<input type="checkbox"/>	
	条例に定められた営業禁止地域ではないか	<input type="checkbox"/>	
	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	<input type="checkbox"/>	
	条例に定められた営業禁止地域ではないか	<input type="checkbox"/>	

審査項目		疎明資料	審査結果	確認
禁 止 区 域	1 一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定するものをいう。）の周囲200メートルの区域内に該当しないか	□照会結果報告書 □実地調査結果報告書 (最寄りの施設から m)	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。）の周囲200メートルの区域内に該当しないか	□照会結果報告書 □実地調査結果報告書 (最寄りの学校から m)	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3 図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。）の周囲200メートルの区域内に該当しないか	□照会結果報告書 □実地調査結果報告書 (最寄りの図書館から m)	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4 児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定するものをいう。）の周囲200メートルの区域内に該当しないか	□照会結果報告書 □実地調査結果報告書 (最寄りの施設から m)	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5 その他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要のあるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内に該当しないか ※ 都道府県の条例等にあわせて記載する。	□照会結果報告書 □実地調査結果報告書 (最寄りの敷地から m)	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
禁 止 地 域	※ 禁止地域については、都道府県の条例等にあわせて記載する。	□照会結果報告書 □実地調査結果報告書 (結果: )	□該当しない □該当する □要検討 □除外区域	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
構造 設備 等	届出どおりの営業の種別並びに営業所の構造及び設備であるか	□実地調査結果報告書 (結果: )	□適合する □適合しない □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
実 地 調 査 日 時 実 施 者	年 月 日 ( ) 天候 午 時 分から 午 時 分までの間			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	□警察官 (階級) (氏名) □調査員 (氏名)	(階級) (氏名)		<input type="checkbox"/>
適 ・ 否	(疑義に関する意見)		署長 <input type="checkbox"/> 副署長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/>	

署 長	副署長	課 長	課長代理	係 長	主 任

## 特定遊興飲食店営業許可審査票

申請者氏名

営業所の名称

所在地

項 目	確 認 内 容	確認
受理年月日	年 月 日	□□□
現地調査年月日	年 月 日	□□□
許可年月日	年 月 日	□□□
標準処理期間到達日	年 月 日 (目安 55 日)	□□□
手数料金額	円	□□□

申 請 書 類	確 認 要 点	確認
許可申請書（別記様式第40号）	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	□□□
営業の方法（別記様式第41号）	各項目の内容の確認及び記載漏れ等の確認	□□□
営業所の使用権原を疎明する書類	所有権賃借権等、使用方法を最終的に決定できる権原に関するもの	□□□
営業所の平面図	出入口の位置、机、椅子の配置等必要事項が記載されているか	□□□
営業所周辺の略図	保全対象施設との関係が明らかなものであるか	□□□
営業者 住民票の写し	法人は役員全員分 外国人は国籍等が記載されたもの	□□□
業 誓約書	法人用、役員用、個人用	□□□
者 身分証明書	市町村長発行（法人の場合は、役員全員分）	□□□
管 定款・登記事項証明書	法人のみ	□□□
理 密接な関係を有する法人の書類	法人のみ	□□□
者 株主名簿の写し	法人（株式会社）のみ	□□□
指 誓約書（1・2）	1 誠実に業務を行う 2 人の欠格事由に該当しない	□□□
導 住民票の写し	外国人は国籍等が記載されたもの	□□□
者 身分証明書	市町村長発行	□□□
写真 2枚	申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの	□□□
指 建築物の検査済証の写し	建築確認の検査は済んでいるか	□□□
導 消防法令に適合している旨の通知書	消防法令に適合しているか	□□□
書 用途地域を確認できる書類	建築物の制限を受ける用途地域等ではないか	□□□
類 飲食店営業許可証の写し	飲食物の提供につき許可を受けているか	□□□

審査項目	疎明資料	審査結果	確認
欠格事由	1 破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者  □身分証明書（日本人） 〔結果：〕	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は特定の罪を犯して1年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者  □身上照会回答書（日本人） □前科照会回答書（外国人・法人） 〔結果：〕	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者  □調査結果報告書 □前科照会回答書 〔結果：〕	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者  □誓約書 □調査結果報告書 〔結果：〕	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5 心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの  □誓約書 □調査結果報告書 〔結果：〕	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	6 法第31条の25第1項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）  □行政処分歴照会回答書 □調査結果報告書 〔結果：〕	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	7 当該許可を受けようとする者（法人に限る。（1）及び（2）において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が法第31条の25第1項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者である者 (1) 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（（2）において「親会社等」という。） (2) 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの (3) 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの  【申請者が法人の場合に適用】	□名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面 □株主名簿の写し（株式会社であるとき） □定款（持分会社であるとき） □調査結果報告書 〔結果：〕	□該当しない □該当する □要検討

審査項目		疎明資料	審査結果	確認
欠格	8 次のいずれかに掲げる期間内に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者(特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの  (1) 法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間  (2) 法第37条第2項の規定による特定遊興飲食店営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として公安委員会が当該立入りを受けた者に当該立入りが行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間	□行政処分歴照会回答書 □調査結果報告書 結果:	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	9 8(1)に掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の8(1)の公示の日前60日以内に役員であつた者又は8(2)に掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第1号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の8(2)の立入りが行われた日前60日以内に役員であつた者で、当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの	□行政処分歴照会回答書 □調査結果報告書 結果:	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
事由	10 8(1)に掲げる期間内に分割により8(1)の聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の8(1)の公示の日前60日以内に役員であつた者又は8(2)に掲げる期間内に分割により8(2)の立入りに係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前60日以内に役員であつた者で、当該分割の日から起算して5年を経過しないもの	□行政処分歴照会回答書 □調査結果報告書 結果:	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

審査項目		疎明資料	審査結果	確認
欠格事由	11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が特定遊興飲食店営業の相続人であつて、その法定代理人が1から6、8から10及び12、13のいずれにも該当しない場合を除くものとする。	□住民票の写し □法定代理人に関する書類 〔結果: ]	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	12 法人でその役員のうちに1から6まで又は8から10までのいずれかに該当する者があるもの	□1～10（7を除く）の疎明資料 □調査結果報告書 （結果は、1～10（7を除く）欄に記載）	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	13 3に該当する者が出資、融資、取引その他関係を通じてその事業活動に支配的な影響力有する者	□調査結果報告書 〔結果: ]	□該当しない □該当する □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
ホテル等内適合基準に適合するか	1 営業所が、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業（以下「ホテル等営業」という。）に係る施設内に所在するか	□照会結果報告書 □実地調査結果報告書 〔結果: ]	□該当する □該当しない □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※	2 ① 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法第3条第1項の許可を受けてホテル等営業を営む者（以下「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を営む者が管理すること ② バルコニーを設置する場合にあつては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること ③ 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客（客となろうとする者を含む。④において同じ。）が営業所に入りできるよう構造であること ④ 営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。 ⑤ 営業所が設けられるホテル等営業に係る施設が法第2条第6項第4号に規定する営業の用に供されるものでないこと。	□照会結果報告書 □実地調査結果報告書 〔結果: ]	□適合する □適合しない □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		□実地調査結果報告書 □営業所の平面図 〔結果: ]	□適合する □適合しない □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		□実地調査結果報告書 □営業所の平面図 〔結果: ]	□適合する □適合しない □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		□実地調査結果報告書 □(結果: )	□適合する □適合しない □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		□照会結果報告書 □実地調査結果報告書 〔結果: ]	□適合する □適合しない □要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

審査項目		疎明資料	審査結果	確認
営業所設置許容地域 ※に該当する営業所を除く	1 風営法施行条例第〇条に規定する営業所設置許容地域に該当するか ※ 営業所設置許容地域については、都道府県の条例等にあわせて記載する。	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 ( )	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2 ○○からの距離制限に該当しないか	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの〇〇から m)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3 □□からの距離制限に該当しないか	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの□□から m)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4 △△からの距離制限に該当しないか	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの△△から m)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5 .....	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの…から m)	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	6 .....	<input type="checkbox"/> 照会結果報告書 <input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 (最寄りの…から m)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
構造設備備備	1 客室の床面積は、一室の床面積を33平方メートル以上とすること	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> 營業所の床面積 客室の総床面積 各客室の床面積  その他最小 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> ) 最大 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> 營業所の平面図 (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口について、この限りでない	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (結果: )	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5 規則第95条に定めるところにより計った営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (検査時の実測照度 ルクス)	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	6 規則第32条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第31条の23において準用する法第15条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること	<input type="checkbox"/> 実地調査結果報告書 <input type="checkbox"/> (検査時の測定値 デシベル)	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 要検討	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
実地調査者	日時 午年 時月 分ころから 午時	日( ) 天候 時 分ころまでの間		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
実施者	<input type="checkbox"/> 警察官 (階級) (氏名)	<input type="checkbox"/> (階級) (氏名)		
調査員	<input type="checkbox"/> 調査員 (氏名)	<input type="checkbox"/> (氏名)		
適否	(疑義に関する意見)			署長 <input type="checkbox"/> 副署長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/>

署長	副署長	課長	課長代理	係長	主任

## 立入検査等結果報告書

実施者	(係) 印	(階級)	(係) 印	(階級)	印
	(係) 印	(階級)	(係) 印	(階級)	印

立入日時	年 月 日 ( ) 午 時 分～午 時 分				
立入区分	<input type="checkbox"/> 法第37条第2項 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
前回の立入日時・実施者	年 月 日 ( )	午 時 分	(階級)	年 月 日 ( )	午 時 分
業種	<input type="checkbox"/> 風俗営業 (号) <input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業 (号) <input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業 (法第2条第7項第1号の営業に限る。) <input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業 <input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 酒類提供飲食店営業 (午前6時から午後10時までの時間のみ営むものを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
業所	名称				
	所在地				
	営業者 (住所) (氏名)	(電話) 年 月 日生 (歳)			
	管理者 (氏名)	年 月 日生 (歳)			
立会人	<input type="checkbox"/> 営業者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	(住所) (氏名) (電話) (歳)				
立入状況					
	賃貸契約有無	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無			
実施結果	<input type="checkbox"/> 法令違反なし <input type="checkbox"/> 法令違反あり ( <input type="checkbox"/> 法第 条第 項違反 <input type="checkbox"/> 他法令 ( ) ) 違反 <input type="checkbox"/> 指導事項違反なし <input type="checkbox"/> 指導事項違反あり (概要等)				
措置方針	<input type="checkbox"/> 指導・警告 <input type="checkbox"/> 行政処分上申 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 理由等 <input type="checkbox"/> なし				
聴聞決定予定日の通知の見込み (風俗営業又は特定遊興飲食店営業に限る。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 聽聞決定予定日の通知期日 : 年 月 日 ( ) <small>※ 聽聞決定予定日の通知期日は、立入日から10日。</small> 通知日 : 年 月 日 ( )				